

名古屋市告示第201号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域及び形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の指定並びに形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域の一部は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第11号に該当します。

この指定に伴い、土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、当該区域に係る令和5年名古屋市告示第115号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和8年4月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 形質変更時要届出区域の指定について

(1) 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番1の一部

(2) 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

2 形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）の指定について

(1) 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番 1の一部、 4番 1の一部及び 5番の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

(3) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

3 形質変更時要届出区域の指定の解除について

(1) 指定を解除する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番 1の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

(3) 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壌汚染対策法施行規則第58条第 5項第11号に該当することが判明したため、指定を解除するもの。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課